

山都町資源ごみ集団回収事業助成制度について

山都町では、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみの再資源化及びごみ問題に対する意識の向上を目指し、山都町が指定する資源ごみを分別基準に基づき集団回収活動を行う団体を支援します。

対象団体

山都町内に有する次の団体とします。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 1. 教育関係団体 | 小学校 PTA・中学校 PTA・高等学校育友会など |
| 2. 児童・生徒育成団体 | 子供会・児童会・生徒会・部活動団体など |
| 3. 消費・生活改善団体 | 老人会・女性の会・生活改善グループなど |
| 4. 自治団体 | 自治振興区・区・組など |

対象資源ごみ

ごみ分別表に基づき適正に分別され、小峰クリーンセンターへ直接持ち込み計量証明書が発行された次のものとします。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 古紙類 | 新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール、紙パック |
| 2. 空き缶 | アルミ缶、スチール缶 |
| 3. ペットボトル | ペットボトル |
| 4. ウェス | 古着 |

※社会情勢の変化により、回収品目が変わる可能性が有ります。(業者が引き取れない等)

持ち込み日

小峰クリーンセンターに持ち込む日時は、町が指定した日時(2ヶ月に1回)とします。

通知された持込日で、都合が悪い場合は変更することが可能です。

令和2年度の持込日は以下のとおりです。

○5月下旬、○7月中旬、○9月中旬、○11月中旬、○1月中旬

※コロナウイルス感染拡大等の事情により、中止となる場合がございます。

助成金額

山都町が有価物として業者に売り渡しを行う契約単価(前期と後期で単価は変わります。また消費税抜き)を基に決定します。

売渡単価が0円の場合は1円とし、予算の範囲内とします。

申請手続きについて

助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類の提出が必要となります。

1. 資源ごみ集団回収事業登録(変更)申請書(様式第1号)
2. 山都町資源ごみ集団回収事業持込通知書(町が指定した期日までに提出)
3. 山都町資源ごみ集団回収事業助成金交付申請書(様式第3号)
添付書類として、小峰クリーンセンターが発行する計量証明書
(計量証明書の再発行はいたしません)
4. 山都町資源ごみ集団回収事業助成金交付請求書(様式第5号)

申請先

申請書提出先 山都町役場 環境水道課 環境衛生係
電話 72-4002 (直通)